

法隆寺大鏡



第三集

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



法隆寺大鏡第三集挿圖解説

第一、孔雀明王像

全圖及原寸大部分圖
幅三尺八寸五分

孔雀明王像は新古ともに遺存するもの甚だ少く、有れば必ず名品たるに値す、京都の智積院仁和寺及び横濱原氏の藏弄と、本寺の此像との四本は、實に現存せる限のものにして又天下の絶品たり、四本各其畫風を異にし、原氏のは藤原時代の莊嚴術の粹を凝らせるものたること、一見直に首肯せられ、仁和寺本は寫生風の孔雀美しく彩られ、南宋末若くは元初の作たること、また疑を容るべき餘地なしと思はる、智積院本と此像とは、其年代を斷せんこと容易の業にあらず、彼は幽暗峻烈の感に満ち、是は沈著莊重の趣致に富む、四本の特徴は則ち名畫として價値の存する所にして、其の優劣を軒輊すること能はざれども、智積院本と此像とは總ての佛畫中に在りて、其の類例を見出し能はざる程、人を疑惑に導くの特徴を有す、試に不容評の同像壇場儀軌をとりて、四本と對照すれば、三本皆真正面の像なれども、本像單り斜面にして、軌に頭向東方とあるに叶へり、手相并に持物は三本また大同小異にして、唯仁和寺本のみ六臂を有し、他の四臂にして軌と合一するとは、全く其撰を異にす、これ後世別途の儀軌に據れるものと見るの外無く、其儀軌の傳存如何は、今攷察の途を絶し、永へに立證の法を釋ねべき問題の畫像たり、此に於てか四本の特徴は曾に畫風のみならず、延いて密教儀相の問題に觸著し、名畫たる以外更に參考史料たるの價値を有するものた

り、原氏のは藤原時代の繪畫としての名品、仁和寺本は外國繪畫としての名品のみならず、儀相問題に於けるの參考資料、智積院本は色調と描法と威觸の上に新方面を開拓し、本像また新機軸の動搖を指示すると共に儀相方面に豁然別離す、四本の特徴は孔雀明王像としてのみならず、佛畫として貴重なること、また緊説を要せざるべし、今本像に就いて少しく其特徴を説かば、其斜面像なるは獨尊像として既に希有に屬し、寶山寺の彌勒菩薩像益田氏の十一面觀音像、其他帝室博物館の普賢菩薩像等あれども、此圖の如く四隅に寶瓶を配置したる曼荼羅様のものに斜面尊を畫けるは、或は儀軌の指示する所ならんも、實に希有の像と云ふの外なかるべし、殊に其の眉端の著しく上に反りて較豐麗の意を寓せるは、また佛畫として皆無の例と稱すべく、面貌輪廓の眉宇の邊に著しく現はれ、眼窩にかゝりて大に殺げ、再び豐麗となつて圓滿なる曲線をつくるの描法は、新藥師寺及尼張妙興寺の涅槃圖なる天部像に存せざるにあらねど、線の豐殺の間に筆鋒轉換の痕あり、本像の一筆呵成的なるとは頗る其趣を異にす、これまた大に珍とすべし、雲先に波狀線を用ふるもまた此種の畫像にありては異例に屬し、其描法後の宋元佛畫の好んで使用するものとは、寧ろ自然的の傾向を有し、脈を唐代畫士畫石に延くに似たり、孔雀の形相は鷲鳥に類して寫實と縁を有せず、背光として擴がれる鰓尾を見て始て其孔雀たるを知るを得、其斜面に構へたる姿に、兩翼を浮かしたる描法は、三本像の正面なると比べ見て、自在に形相を描き得たる長所を悟るべし、此姿勢と羽翼の構とは、古本唐土傳來の十二天像の禽鳥と其意を一にする所あり、此

志願寺大藏卷二 觀音圖繪

此像獨り其當時の餘影を存するにあらざるか、四隅の寶瓶に挿める三莖蓮花は、他本皆三鉢形と化せり、これまた原始の圖様を語るものにあらざるか、像は白繪輕衣をつけ、四臂、右邊第一手は開敷蓮花を執り、第二手俱緣果を持つ、右邊第一手心に當て、吉祥果を持つ、第二手三莖の孔雀尾をとる、皆軌に説く所の如し、孔雀尾は又五莖なるをも許せり、原氏の藏本は即ち五莖尾をとる、俱緣果は即ち枸櫞、本草和名に加布知、形橘に似たりといへるものか、吉祥果は柘榴の類か、原氏本には其の形に畫けり、像は息災増益を祈願し若くは祈雨法の本尊として拜がまる。

第二、觀勒僧正像

正面圓面背圓三圓
文二尺九寸二分
像高二尺五寸八分

等によりて推せば此像或は有唐將來の底本によりて、直に邦人の手に移寫せられたるにあらざるか、智證將來の原本は釋ねべくもなし、此像獨り其當時の餘影を存するにあらざるか、四隅の寶瓶に挿める三莖蓮花は、他本皆三鉢形と化せり、これまた原始の圖様を語るものにあらざるか、像は白繪輕衣をつけ、四臂、右邊第一手は開敷蓮花を執り、第二手俱緣果を持つ、右邊第一手心に當て、吉祥果を持つ、第二手三莖の孔雀尾をとる、皆軌に説く所の如し、孔雀尾は又五莖なるをも許せり、原氏の藏本は即ち五莖尾をとる、俱緣果は即ち枸櫞、本草和名に加布知、形橘に似たりといへるものか、吉祥果は柘榴の類か、原氏本には其の形に畫けり、像は息災増益を祈願し若くは祈雨法の本尊として拜がまる。

第二、觀勒僧正像

正面圓面背圓三圓
文二尺九寸二分
像高二尺五寸八分

像相傳へて云ふ推古天皇十年十月來朝せる百濟の人觀勒法師の像と、法師は聖德太子と宿世師弟の契縁ありしとして、一時の尊崇朝野に重く、遂に僧正位を承くるの嚆矢となれり、其相貌の刻せられて本寺に安置せらるゝは追遠景慕の意に出たりとは云へ、本寺の古記毫も之を徴すべきなく、觀勒堂として聖靈殿の側なる祠宇も其由緒を釋ねべきなし、僧正獨り堂宇を専らにするあらば、行信僧都の如き本寺の再興に功績あるの人は、更に廟宇の輪奐たるが存すべき筈なり、僧都は夢殿に救世觀音の外護者として、道詮律師と並び配せられ、いまだ其祠宇を得たるを聞かざるのみならず、太子の師父たりし惠

慈法師さへも僅に聖靈殿に配祀せらるゝに過ぎざれば、觀勒僧正如何に僧正の榮位を辱うしたりとは云へ、獨り儼然として其祠宇を撰にするを得べけんや、像今所謂堂宇より轉じて大講堂の中に在り、或は其相貌に老僧者宿と認めらるゝ外、別に個性的特徴を存する無く、態度また特殊の儀容を表せざるを以て、古くは聖僧文殊若しくは寶頭盧尊者として造られたる者、後に誤つて觀勒僧正に附會せられしにあらざるか、古今目錄抄には西圓堂に寶頭盧あるを説けど、今之を見るなし、此像或は當時同堂内に存せしにあらざるか、疑惑の雲儀に解くよしなしとせば、之を獨立の祠廟に安置せんよりは、寧ろ大講堂に配祀するを以て適當なりと思はる、像殆ど一本彫成、肢體に較、寄木を用ふるに過ぎず、元と全面彩色模様ありしこと、僅に其袈裟に残れる餘影に於てトするを得、彫法は一本像に特有なる高低凹凸の特代したる謹嚴の趣致を表し、坐形に悠揚安定の威を與へん爲に、袈裟に煩瑣の線を避けたる如き、作家細心の工夫を窺ふに足る、寺内の彫像千差萬別なりと云へども、木造半背像風の彫刻は唯此像を推すの外無かるべし。

第三、攝菩薩形像

正面圓面背圓三圓
文一尺三寸二分

第二集に出せる五重塔内群聚攝像の一なり、塔内には佛菩薩人天各種の形相ありて、博植の技に其の妙を争へども、端嚴殊妙、尤も人目を惹くは菩薩形を以て第一とす、これ重ねて此像を現はす所以なり、

此の寺は、法隆寺の正門たる南大門を中心とし、大路を挟みて坊舎院宇の存在を示せる者、即ち主要伽藍の區域を離れて、朝夕此處に勤仕する住僧の僧坊を現はせるなり、其隆替の差因より七大寺當時の面目を彷彿すべくもあらざれど、曠目せる光景の區劃に至つては、蓋し甚だしき損益なかるべし、圓の右古松の高く城外に蟠屈する處、屋宇の隱見するは即ちもと地藏院及西園院の故址にして、今は本寺の事務所に當てらる、圓には見えざれど之に續きて新堂あり、渺たる小持佛堂に過ぎざれど、鎌倉建築として瀟灑の致を極め、中に藤原彫刻の本尊并に四天王を安置す、圓の左、門に近く威徳坊あり大て明王院あり、其名既に法相宗には縁遠くして眞言の臭味を帯ぶ、最後に屋宇の高顯するを護摩堂となす、此に至つて愈々眞言秘密の本體を露はし、不動明王及二童子像を本尊とし、弘法大師を脇壇に配侍す、今は護摩の煙立ち上らず、阿吽に押揉む珠數の音も聞えざれど、前に聖靈殿の條に云へる如く、佛壇の構造鎌倉時代既に密教化せられたるを證せしが、此等の堂宇と安置の諸像とに由りて、影は形と現はれ秘密は事實と説明せられたり、弘法大師像は胎内に應安八年三月造立の銘あり、本寺の佛師慶秀舜慶等功に從ひし由を記し、もとの同堂の本尊は此像なりしことを知るを得、二童子像また康暦二年卯月安置の銘を有し、同じき舜慶これに刻し、舜現房清玄彩色せるよしを明記せり、此の如きは益々以て密教化の年代を確定し得て、寺運と其開歴とを記録以外に指示するのみならず、

第四、南大門内庭景

圓は中門の前に立つて、法隆寺の正門たる南大門を中心とし、大路を挟みて坊舎院宇の存在を示せる者、即ち主要伽藍の區域を離れて、朝夕此處に勤仕する住僧の僧坊を現はせるなり、其隆替の差因より七大寺當時の面目を彷彿すべくもあらざれど、曠目せる光景の區劃に至つては、蓋し甚だしき損益なかるべし、圓の右古松の高く城外に蟠屈する處、屋宇の隱見するは即ちもと地藏院及西園院の故址にして、今は本寺の事務所に當てらる、圓には見えざれど之に續きて新堂あり、渺たる小持佛堂に過ぎざれど、鎌倉建築として瀟灑の致を極め、中に藤原彫刻の本尊并に四天王を安置す、圓の左、門に近く威徳坊あり大て明王院あり、其名既に法相宗には縁遠くして眞言の臭味を帯ぶ、最後に屋宇の高顯するを護摩堂となす、此に至つて愈々眞言秘密の本體を露はし、不動明王及二童子像を本尊とし、弘法大師を脇壇に配侍す、今は護摩の煙立ち上らず、阿吽に押揉む珠數の音も聞えざれど、前に聖靈殿の條に云へる如く、佛壇の構造鎌倉時代既に密教化せられたるを證せしが、此等の堂宇と安置の諸像とに由りて、影は形と現はれ秘密は事實と説明せられたり、弘法大師像は胎内に應安八年三月造立の銘あり、本寺の佛師慶秀舜慶等功に從ひし由を記し、もとの同堂の本尊は此像なりしことを知るを得、二童子像また康暦二年卯月安置の銘を有し、同じき舜慶これに刻し、舜現房清玄彩色せるよしを明記せり、此の如きは益々以て密教化の年代を確定し得て、寺運と其開歴とを記録以外に指示するのみならず、

ず、舜慶清玄等の佛師尙當寺に専屬して造像の功に奉仕せるなど、佛教藝術の史上に缺漏せる資料を語るものと云ふべし、堂の建立は天正十三年頃と云へど、修補の痕は多かりなん、唯應安康暦の舊物を存せざるを遺憾とす、幸に南大門は永享十一年の再建に係り、今に舊觀を改めず、其主要斗拱間に更に二ツ斗を用ふるの手法は、河内國觀心寺の本堂と相並びて、我が古建築の變美たり、左右の僧坊院宇皆代謝して往時の光景庶幾し難き間に在りて、本門獨り舊容を存するは、これ即ち法隆寺の法隆寺たる所以にして、勅願官祿の盛時を偲ぶべからずとするも、他の七大寺若くは十大寺の多くは廢殘に瀕せる現況と對照して、斑鳩山の法運尙幸に入天の加護を得て、威靈の自ら他と相異なるものあるを證するにあらずや、圓は局部に過ぎず、説いていまだ盡さざるありと雖、之を熟視默考すれば、無量の感慨湧き來つて極まる所を知らず。

第五、七重節塔

孝謙天皇の御宇天平寶字八年九月惠美押勝の亂平ぐや、一切の罪障消滅の爲に無垢淨光大陀羅尼經の趣旨に基き、木製小塔一百萬基を造らんとすの勅願を企てられ、其後七年を経て神護景雲四年四月其功全く竣はりしかば、塔毎に根本相輪六度自心印等の陀羅尼を籠めて、之を東大法隆寺の十大寺に分置し給へり、即ち一寺に十萬基を奉納せられたりしかど九寺の分は殘破澆滅して隻影だも留めず、獨り法隆寺は尙四萬有基を擁して、能く勅旨を千古の後に傳ふるを得たり、續紀に三重小塔と云ひ高各四寸五分相輪を飾り基徑三寸五分と云ふ

第五、七重節塔

孝謙天皇の御宇天平寶字八年九月惠美押勝の亂平ぐや、一切の罪障消滅の爲に無垢淨光大陀羅尼經の趣旨に基き、木製小塔一百萬基を造らんとすの勅願を企てられ、其後七年を経て神護景雲四年四月其功全く竣はりしかば、塔毎に根本相輪六度自心印等の陀羅尼を籠めて、之を東大法隆寺の十大寺に分置し給へり、即ち一寺に十萬基を奉納せられたりしかど九寺の分は殘破澆滅して隻影だも留めず、獨り法隆寺は尙四萬有基を擁して、能く勅旨を千古の後に傳ふるを得たり、續紀に三重小塔と云ひ高各四寸五分相輪を飾り基徑三寸五分と云ふ



明王像

一八 像王明畫孔色着本相



二〇 像王明密孔色若木相

石印

大聖正覺觀音



大聖正覺觀音影木堂講大



大講堂本影色觀佛正坐像

大講堂本影色觀佛正坐像



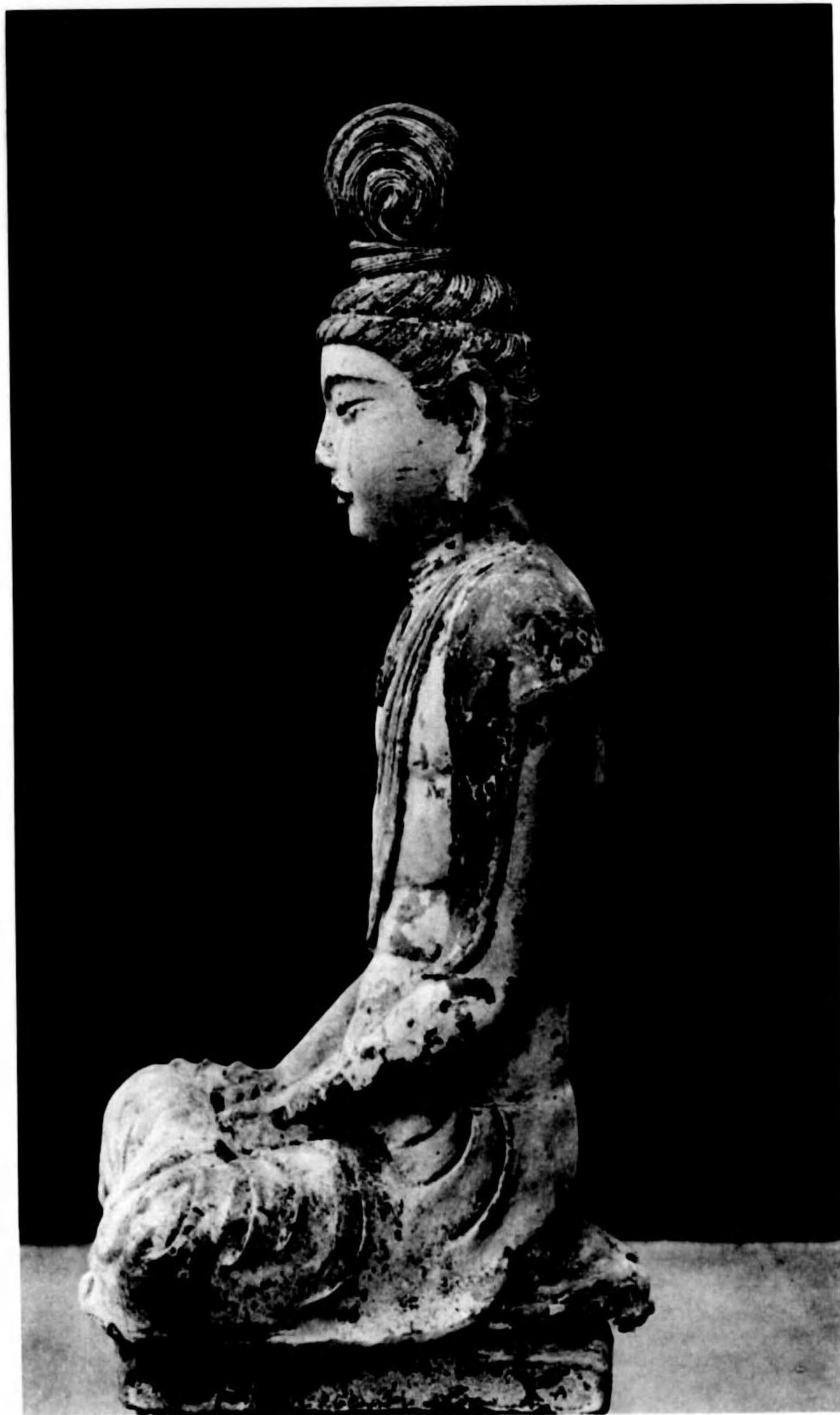
大講堂木影色觀勒正坐像三

三 大講堂木影色觀勒正坐像三



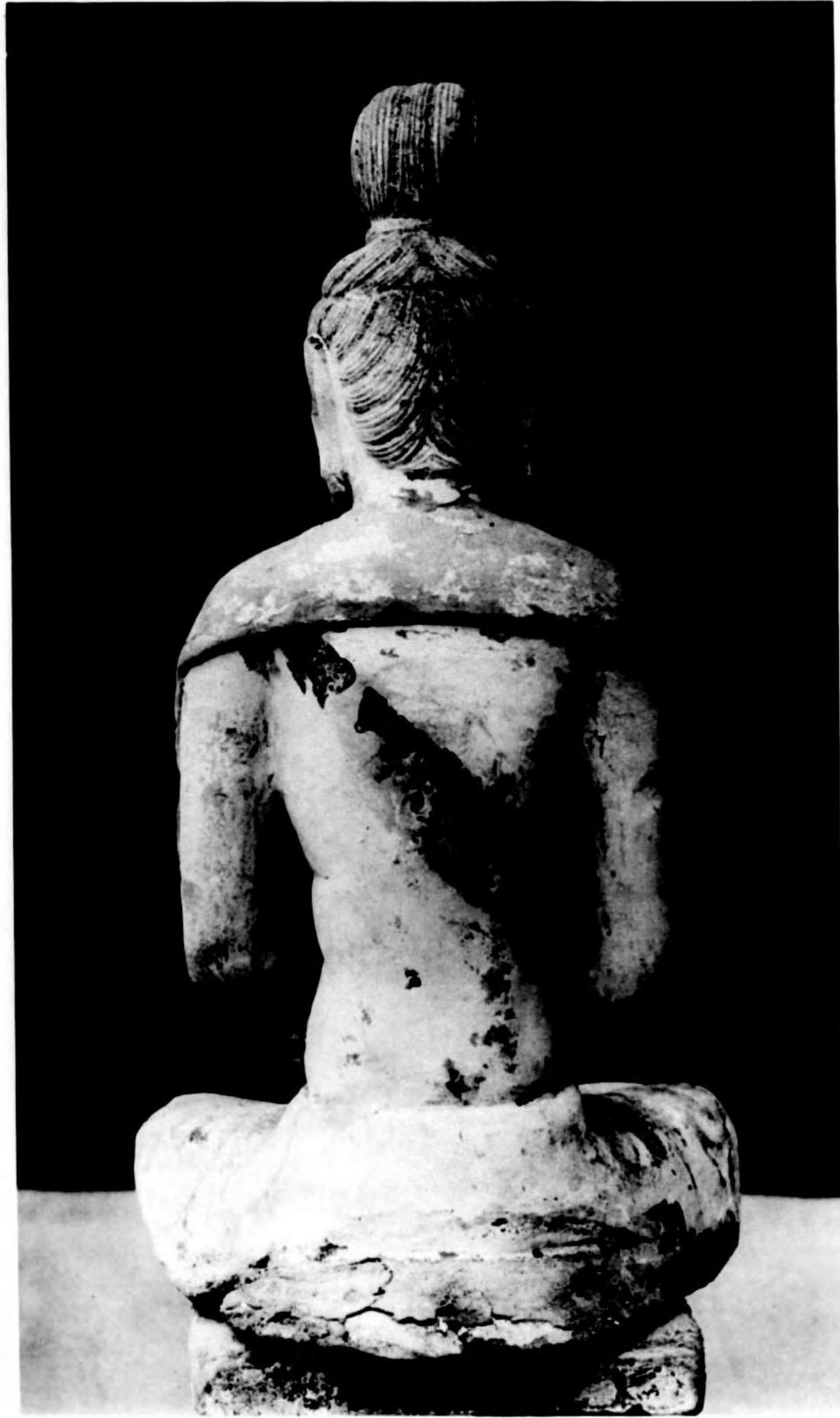
五重塔菩薩形坐像

五重塔菩薩形坐像



五重塔菩薩形坐像

五重塔菩薩形坐像



五塔善薩形坐像

五塔善薩形坐像

京都府立総合資料館蔵



京都府立総合資料館蔵



塔節萬百藏封制

塔節萬百藏封制



秋水銅 物即



新加坡

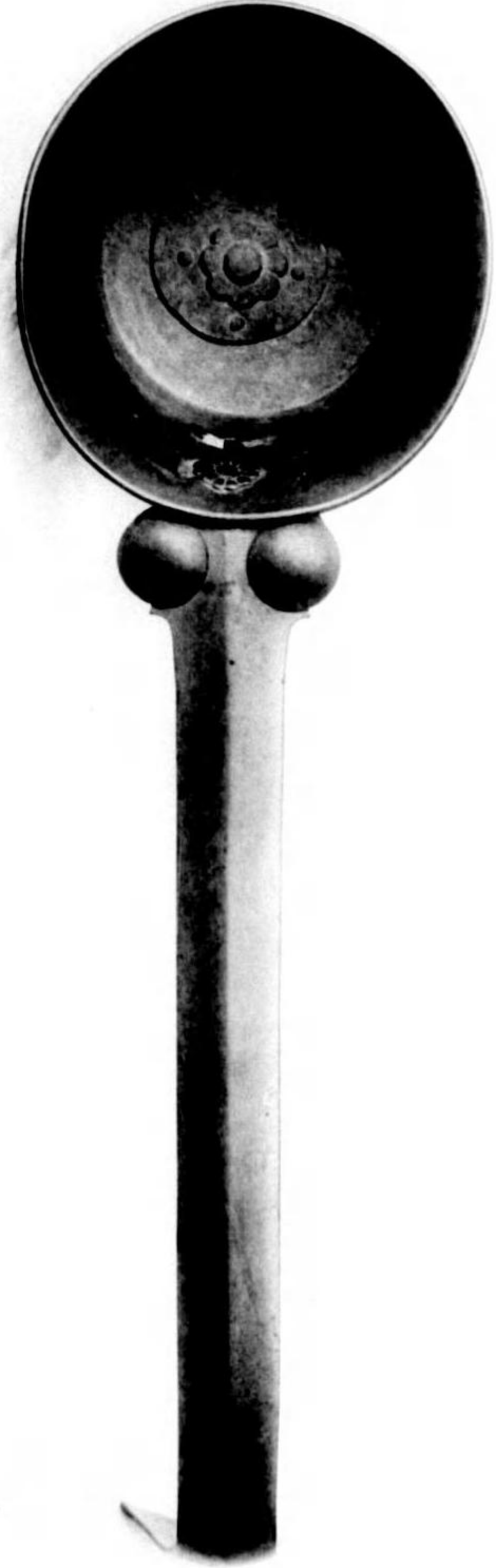
面樂伎新夾 物御



佛物木彫伎樂面

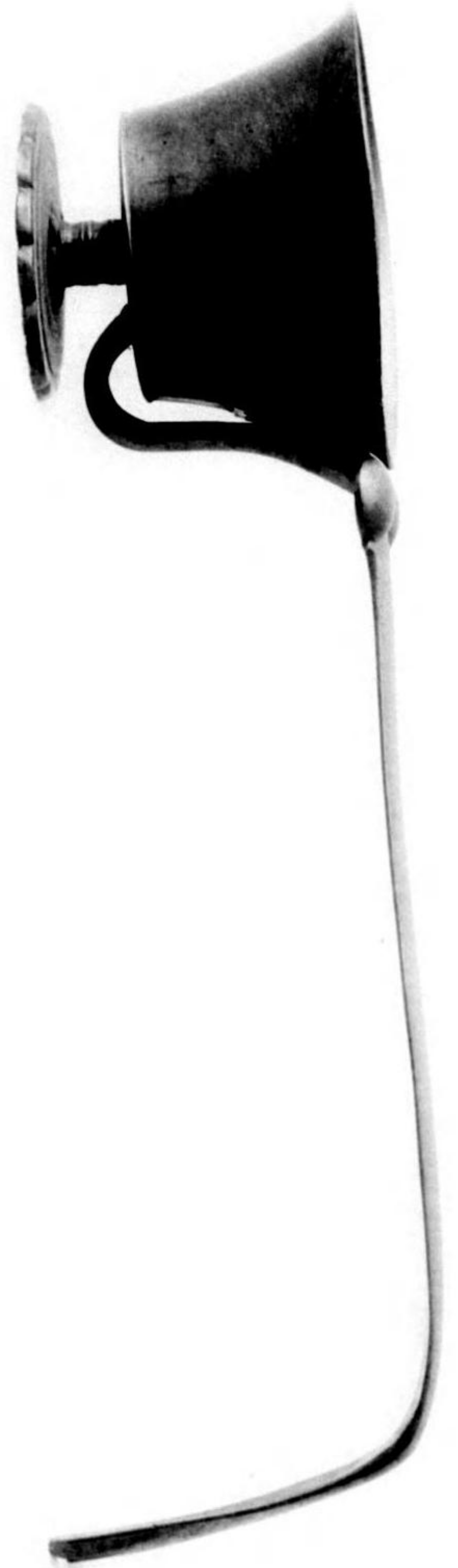
佛物木彫伎樂面

五山堂印



五山堂金銀用所即王兄人曹山傳 物即

石渠寶笈



三和爐香栴金鍍用所御上見大背山傳 物御

藏文

藏文





石版石版石版

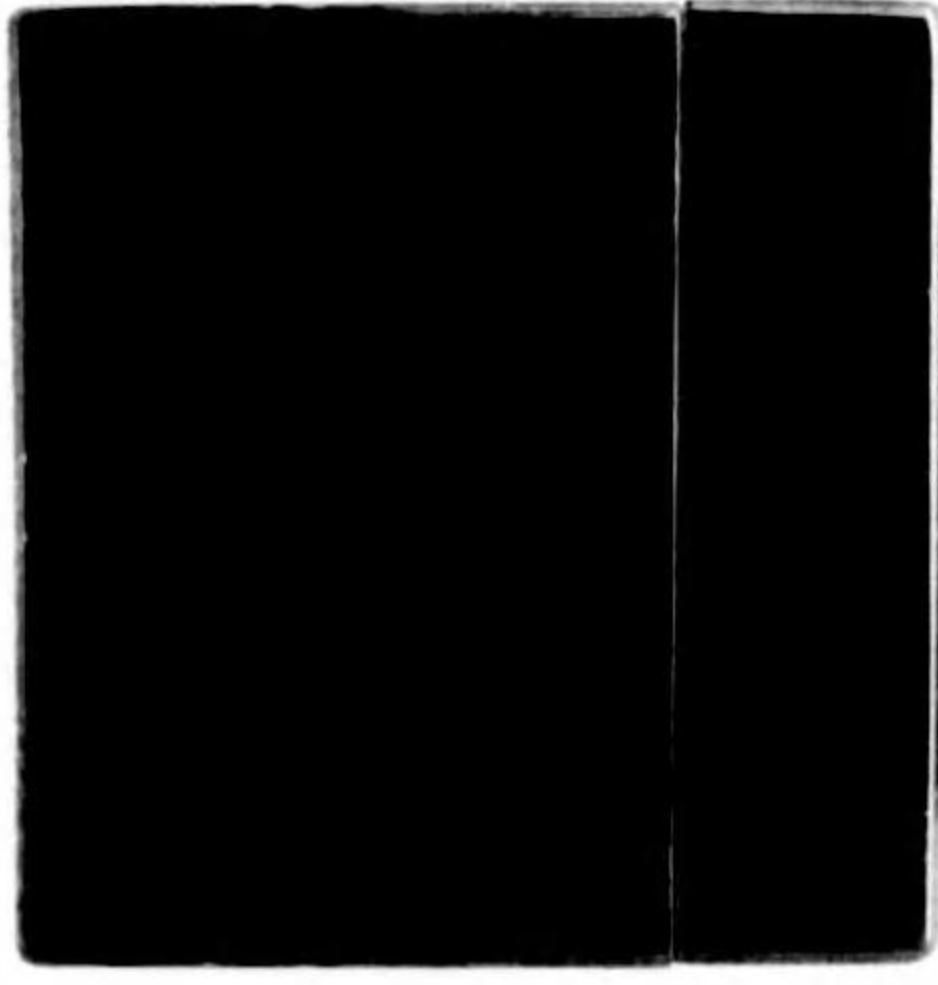
石版石版石版

五胡三國中銅金銀器



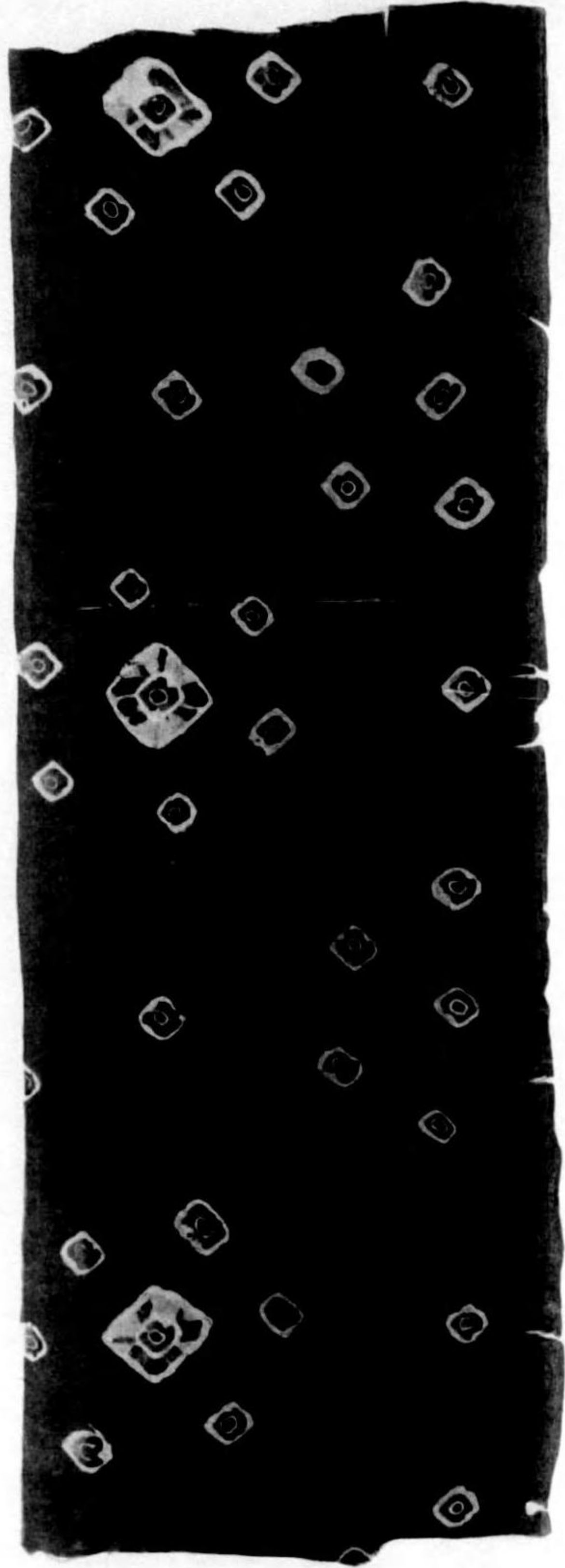
五胡三國中銅金銀器五胡三國

天仁堂

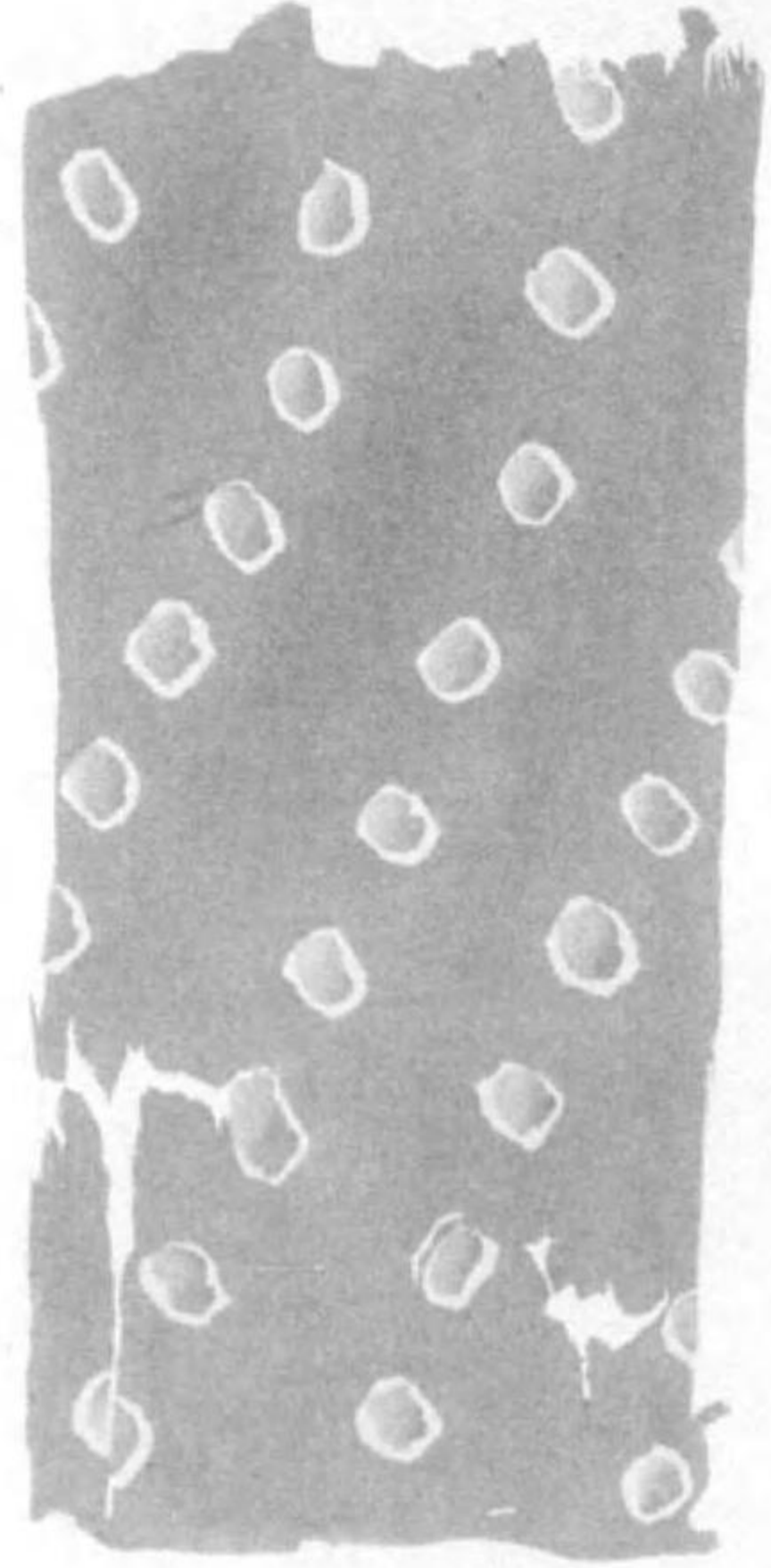


印皆官本字御早天仁堂傳 物即

正印



暗色 身印



大正三年一月廿六日印刷
大正三年一月廿九日發行

(第三集二十枚)

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行者

白石村治

印刷者

武田勝之助

發行所

墨彩堂

終

